

五條市立西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱

平成30年3月29日

教委告示第2号

改正 令和3年3月25日教委告示第5号

令和3年5月27日教委告示第8号

令和4年4月1日教委告示第14号

令和6年4月23日教委告示第2号

(目的)

第1条 教育長は、バス通学費の一部を補助することによりその負担を軽減し、教育の円滑な運営に資することを目的として、五條市立西吉野農業高等学校へ通学をする生徒又はその保護者(以下「保護者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則(令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 教育長は、路線バスを利用して通学する生徒又は保護者に対しバス通学費補助金を交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けることができる生徒又は保護者は、五條バスセンターから大塔温泉夢乃湯までの路線バス区間内で、居住地からの最寄りのバス停留所を利用して通学する者とする。ただし、通学の一部に電車利用を含む者の最寄りのバス停留所は五条駅とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、最も効率的かつ低額な方法による通学定期券の購入費用の額から当該通学定期券の期間1か月（当該期間に1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）につき8,800円を控除した額とし、年度ごとに8か月分を上限とする。ただし、当該補助金の額が予算額を上回るときは、補助金の額を減額するものとする。

(補助金申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする生徒又は保護者は、バス通学費補助金交付申請書(様式第1号)により教育長に補助金の交付を申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容の審査を行い、補助することを適当と認めるときは、バス通学費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するもの

とする。

(交付請求)

第6条 生徒又は保護者は交付の決定を受けたときは、次に掲げる書類により補助金の交付を請求しなければならない。

- (1) バス通学費補助金交付請求書(様式第3号)
- (2) 通学定期券の写し
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。
(内容の変更等)

第7条 生徒又は保護者は、転居等により補助金の申請内容に異動が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

2 教育長は、前項の届出を受理したときは、補助金の交付内容を変更し、又は交付決定を取り消すとともに、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還等)

第8条 教育長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、その交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前条第2項の規定により補助金の交付内容を変更又は交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第9条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する生徒又は保護者については適用しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)を受給している者
- (2) 定期購入以外の方法で路線バスを利用する者

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委告示第5号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委告示第8号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の五條市立西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱の規定は、令和3年6月1日以後に購入した通学定期について適用し、同日前に購入した通学定期については、なお従前の例による。

附 則(令和4年教委告示第14号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の五條市西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以降の補助金に適用し、令和3年度以前の年度の分の補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年教委告示第2号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の五條市西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以降の年度分の補助金に適用し、令和5年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

五條市教育委員会 教育長 様

申請者
住 所

氏 名

バス通学費補助金交付申請書

五條市立西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

申請金額	円
生徒氏名	(続柄)
生徒の住所	
学 年	
区 間	～
申請期間	年 月 日から 年 月 日の か月分

備考

- 1 生徒が未成年の場合、申請者は親権者又は未成年後見人とします。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

五條市教育委員会

教育長

バス通学費補助金交付決定通知書

年 月 日で申請されたバス通学費補助金について、下記のとおり決定しましたので、五條市立西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

補助金決定額	金 円
補助期間	年 月 日から 年 月 日の か月分

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

五條市教育委員会 教育長 様

請求者
住 所
氏 名

バス通学費補助金交付請求書

年 月 日で交付決定を受けたバス通学費補助金について、五條市立西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱第6条の規定により請求します。

記

補助金額	金 円		
生徒氏名	(続柄)		
生徒の住所			
学 年			
請求期間	年 月 日から 年 月 日の か月分		
支払方法	振込 <input type="checkbox"/> 現金払い <input type="checkbox"/>		
振込先	銀行		支店
	普通 当座 その他	口座番号	
	名義人		

備考

- 1 生徒が未成年の場合、申請者は親権者又は未成年後見人とします。
- 2 請求者と名義人は同一名義となるようにしてください。
- 3 定期券の写しを添付してください。